

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年3月18日
【会社名】	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
【英訳名】	NTT URBAN DEVELOPMENT CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中川 裕
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
【電話番号】	(03) 6811-6300 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 財務部長 鳥越 穰
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
【電話番号】	(03) 6811-6282
【事務連絡者氏名】	取締役 財務部長 鳥越 穰
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

当社は、2019年3月18日に、豪州における不動産への投資及び運用を目的とする豪州法に基づく子会社であるUD AUSTRALIA PTY LIMITEDへの増資に関する機関決定、並びにUD AUSTRALIA PTY LIMITEDによる豪州における不動産への投資及び運用を目的とする豪州法に基づくUnit Trust（以下「本Unit Trust」といいます。）の設立及び設立後に行う同社による本Unit Trustへの出資に関する機関決定を行いました。増資及び本Unit Trustへの出資が完了しますと、それぞれ当社の特定子会社に該当することとなるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

UD AUSTRALIA PTY LIMITED

- () 名称 : UD AUSTRALIA PTY LIMITED
- () 住所 : Level 11, 50 Queen Street, Melbourne VIC 3000
- () 代表者の氏名 : 木下 徹
- () 資本金 : 113,000,000豪ドル
- () 事業の内容 : 豪州における不動産への投資及び運用

121 MCS Unit Trust

- () 名称 : 121 MCS Unit Trust
- () 管理会社の概要
 - 名称 : 121 MCS PTY Limited
 - 住所 : Level 11, 50 Queen Street, Melbourne VIC 3000
 - 代表者の氏名 : 木下 徹
 - 資本金 : 1豪ドル
 - 事業の内容 : 豪州における不動産への投資及び運用
- () 出資の額 : 110,200,000豪ドル(予定)
- () 事業の内容 : 豪州における不動産への投資及び運用

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

UD AUSTRALIA PTY LIMITED

- () 当社の所有に係る特定子会社の議決権の数
 - 異動前 : 23,000,000豪ドル
 - 異動後 : 113,000,000豪ドル
 - (注) 議決権の数に代えて出資額を記載しております。
- () 特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
 - 異動前 : 100%
 - 異動後 : 100%
 - (注) 総株主等の議決権に対する割合に代えて出資額の比率を記載しています。

121 MCS Unit Trust

- () 当社の所有に係る特定子会社の議決権の数
 - 異動前 : -
 - 異動後 : 110,200,000豪ドル(予定) (うち間接所有分 : 110,200,000豪ドル)
 - (注) 議決権の数に代えて出資額を記載しております。
- () 特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
 - 異動前 : -
 - 異動後 : 100% (うち間接所有分 : 100%)
 - (注) 総株主等の議決権に対する割合に代えて出資額の比率を記載しています。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

UD AUSTRALIA PTY LIMITED

- () 異動の理由
 - 当社は、2019年3月18日に、豪州における不動産への投資及び運用を目的とする豪州法に基づく子会社であるUD AUSTRALIA PTY LIMITEDへの増資に関する機関決定を行いました。増資が完了しますと、同社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当することから、同社は当社の特定子会社に該当することとなります。

- () 異動の年月日
2019年3月25日(予定)

121 MCS Unit Trust

- () 異動の理由
当社は、2019年3月18日に、UD AUSTRALIA PTY LIMITEDによる本Unit Trustの設立及び設立後に行う当社による本Unit Trustへの出資に関する機関決定を行いました。本Unit Trustへの出資が完了しますと、同社の出資総額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当することから、本Unit Trustは当社の特定子会社に該当することとなります。
- () 異動の年月日
2019年3月25日(予定)

以 上